

事務連絡
平成19年5月1日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）
労働保険徴収主務課（室）長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課労災保険財政数理室長補佐
労働保険徴収課長補佐（業務担当）

給食業務等を請け負う事業に係る労災保険率の適用について

給食業務又は食堂等の運営の業務を委託されて当該業務を請け負う事業に適用する料率に関する平成14年11月15日付け事務連絡は、平成18年4月の事業の種類の変更後は、下記のとおりであるので留意されたい。

記

- 1 病院、養護老人ホーム等の社会福祉施設、学校、企業等（以下「病院等」という。）との業務委託契約に基づき、病院等の施設内の厨房設備を使用して調理し、入院患者、施設入居者、学生、従業員等に給食を実施する業務又は食堂等において飲食させる業務を営む事業については、「98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」の料率が適用され、事業の種類の詳細は次によるものであること。
 - ① 食堂等において飲食させる業務を営む事業については、「9802 飲食店」として適用するものであること
 - ② ①に該当しない場合は、「9801 卸売業・小売業」として適用するものであること
- 2 病院等の施設外において、給食センターのごとく独立した製造部門を有して、工場生産方式により原材料（食材）を機械器具等の設備を用いて製造・加工し、病院等へ提供する事業は、「41 食料品製造業（(65)たばこ等製造業を除く。）」を適用するものであること。